

## 議案第 3 号

白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

白井市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、白井市高齢者等紙おむつ給付事業について介護保険事業の位置付けを地域支援事業から保健福祉事業に変更するため、条例の一部を改正するものです。

## 白井市介護保険条例の一部を改正する条例

白井市介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条中「市は」の次に「、法第115条の49に規定する保健福祉事業として」を加え、「うち、」を「うち」に、「（以下「貸付事業」という。）」を「及び要介護被保険者を現に介護する者の支援のための紙おむつ給付事業」に改める。

第14条中「貸付事業」を「保健福祉事業」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第3号資料

○白井市介護保険条例（平成12年条例第7号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
(保健福祉事業)	(保健福祉事業)
<p><b>第13条</b> 市は、<u>法第115条の49に規定する保健福祉事業として、被保険者が利用する介護給付等対象サービス等のための費用に係る資金のうち、高額介護サービス費等の支給対象となる費用を支払うための資金の貸付事業及び要介護被保険者を現に介護する者の支援のための紙おむつ給付事業を行う。</u></p>	<p><b>第13条</b> 市は、<u>_____、被保険者が利用する介護給付等対象サービス等のための費用に係る資金のうち、高額介護サービス費等の支給対象となる費用を支払うための資金の貸付事業（以下「貸付事業」という。）_____を行う。</u></p>
<p><b>第14条</b> 前条に定めるもののほか、<u>保健福祉事業</u>に関して必要な事項は、別にこれを定める。</p>	<p><b>第14条</b> 前条に定めるもののほか、<u>貸付事業</u>に関して必要な事項は、別にこれを定める。</p>
(略)	(略)